

議案名	富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カード等に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード等を使用してコンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を取得することを可能とするため、富士見市印鑑条例の一部を改正するものです。
制定内容	1. コンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を取得することを可能とするため、次のカード等を加える改正をするものです。 (1) 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法に規定する特定在留カード）（第16条第4項第2号） (2) 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特定特別永住者証明書）（第16条第4項第3号） 2. その他文言の整理を行うものです。
施行日	公布の日

業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)